

認可地縁団体の法人県民税均等割の減免申請等の手続について

～収益事業を行わない場合の減免申請等の手続が変更されます～

【変更点】

- ① 前年度に均等割の減免を受けている認可地縁団体が引き続き減免を受ける場合は、減免申請等の手続を不要とします。
(減免申請書等を提出していただく必要がなくなります。)
- ② 今後、①により減免申請等の手続を不要とした認可地縁団体には、これまで毎年3月下旬に送付していた、法人県民税均等割申告書と減免申請書の用紙を送付しないこととします。

【適用開始】

- ・平成30年5月1日を納期限とする法人県民税均等割（事業期間：平成29年4月～平成30年3月分）の減免から適用を開始します。

【注意点】

- ・ 減免を受けることができるのは、収益事業を行っていない認可地縁団体です。
- ・ 収益事業を行う（行った）場合は、減免の対象とはならず、申告及び納付が必要になります。税務署に届出をし、当総合県税事務所にお知らせください。
- ・ 減免を受けている認可地縁団体に対して、現況確認のため、資料提出を求める場合があります。
- ・ 減免を受けている期間中に収益事業を行っていたことが判明したときは、減免を取り消しのうえ、納税していただく必要があります。

お問い合わせ先

秋田県 総合県税事務所

課税部 課税第一課

電話 018-860-3338